

文化芸術活動拠点利用規約

文化芸術活動を目的とする個人名義での登録のみです。

以下の「文化芸術活動拠点利用規約」および「施設予約システム利用規約」をお読みの上、登録する場合はページ下部の「同意する」ボタンを押してください。

第1条 利用時間・休館日

1. 利用時間：午前9時から午後8時45分まで
設営撤去並びに原状回復はご利用時間に含まれます。利用終了時刻までに退室するとともに、受付窓口までレンタルスペースの鍵を返却してください。受付から退室までの間、鍵は利用者本人が管理してください。
設営・撤去・搬入搬出等で時間外の利用を希望される場合は事前に係員にご相談ください。
 2. 休館日：
 - ① 1月1日から3日まで
 - ② 12月29日から31日まで
 - ③ 月曜日（祝日の場合は翌平日）
- ※ 区・財団の事業や設備保守などで臨時休業となる場合があります。

第2条 ご利用いただける方

【レンタルスペース】

文化芸術活動を行う方。ただし、当施設が認めた場合はこの限りではありません。

【コミュニケーションスペース】

どなたでもご利用いただけます。ただし、財団が他のお客様にご迷惑になると判断した場合はご退出いただきます。

第3条 利用方法

レンタルスペースを利用される方は予約システムにて会員登録・予約のうえご来館ください。

(1) 利用者登録

予約システムにて登録し、窓口で本人確認書類を提示してください。

審査の後、「利用者登録証」（以下、登録証）を交付します。

- 登録内容に変更があった場合は速やかに届け出てください。
- 有効期間：一般の方（年度末現在で19歳以上）3年／中高生は卒業する年の3月31日まで
- 虚偽申請があった場合、登録を取り消すことがあります。

(2) 予約

- 予約方法：インターネット予約（24時間）
予約システム：<https://k5.p-kashikan.jp/cocokita/>
お問合せ：03-3913-8363
- 抽選受付開始日：

対象者	受付開始日
北区民	利用開始日の4ヶ月前の月の20日

- 予約受付開始日：

対象者	受付開始日
北区民	利用開始日の3ヶ月前の月の10日
全ての方	利用開始日の2ヶ月前の月の1日

(3) 利用申込

予約日に窓口で登録証を提示してください。提示がない場合はご利用いただけません。登録証は本人のみ有効です。

(4) 利用承認・不承認

抽選確定後の予約は先着順で受け付けます。次の場合は利用をお断りいたします。

- 公益を害するおそれがあるとき
- 秩序・風紀を乱すおそれがあるとき
- 管理上支障があるとき
- 当施設が特に必要と認めるとき

(5) 予約のキャンセル

キャンセルは利用日前日24:00までに予約システムで行ってください。当日不使用の場合は、利用料相当の取消料を徴収します。2週間以内に窓口でお支払いください。期限内支払いがない場合は今後の利用を停止します。

(6) 利用権譲渡等の禁止

利用権（登録証含む）の譲渡・転貸はできません。

第4条 利用料金の支払い

1. 利用料金は「利用料金表」および「附帯設備利用料金表」によります。
2. お支払いは当日の利用時に窓口で現金またはキャッシュレス決済にて行ってください。
3. 無料利用可能な場合：
 - 中高生のみでの利用（一般の方が付き添い等で入室する場合は有料）
 - 財団が特に認めた場合
4. 支払い済みの利用料は原則として返還しません。

第5条 遵守義務

利用者および関係者は次の事項を遵守してください。

- 係員の指示に従うこと
- 無断で壁・柱等への貼付や釘打ち等を行わないこと
- 危険物・動物を持ち込まないこと
- 火気を使用しないこと
- 所定場所以外での飲食禁止
- 敷地内全面禁煙
- 無断で催事・販売・募金を行わないこと
- 許可なく特別設備を設置しないこと
- 騒音・暴力・迷惑行為の禁止
- 許可されていない場所の使用禁止

- 損害発生時の原状回復および賠償義務
- 利用終了後の原状回復
- 建物保全・防火等で係員が立ち入る場合は協力すること
- ゴミはすべて持ち帰ること

第6条 利用承認の取消し等

以下に該当する場合、利用承認後または利用中でも承認を取り消す場合があります。これによる損害について当施設および所有者は一切責任を負いません。

- 本規約または係員の指示に違反した場合
- 利用目的や条件に反する行為を行った場合
- 災害・事故等で利用が困難になった場合
- 当施設が特に必要と認める場合

第7条 入館の制限等

- 他人に危害や迷惑を及ぼすおそれのある方
- 係員の指示に従わない方
- 管理上支障があると認められる方

第8条 免責

- 天災・火災・盗難・感染症・設備故障による損害について責任を負いません。
- 人身事故・盗難・破損など一切の損害について責任を負いません。
- 機材故障等により目的が達成されない場合でも、返金以上の補償は行いません。

第9条 規約の変更

- 財団は、必要があると認めるときは、登録者に事前の通知を行うことなく、いつでも本規約に規定する条項を変更し、又は新たな条項を追加できることとします。
- 登録者は、当施設を利用の都度、本規約の確認を行うこととし、本規約変更後に当施設を利用した場合には、変更後の規約に同意したものとみなします。

第10条 その他

- 財団は、本規約に定めるものの他必要な事項については、別に定めることとします。

附則

- この規約は、令和8年3月1日から施行します。ただし、登録および予約に関することについては令和7年11月1日から開始します。